

知って得する・使って便利な

マイナンバーカード



マイナンバーが導入されて3年が過ぎましたが、みなさんはマイナンバーカードを活用していますか。マイナンバーカードは身分証明書として使えるだけでなく、申告や子育てに関する情報提供など活用の幅が広がってきており、私たちの暮らしをより便利にしてくれます。
▼詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

公的な身分証明書として利用できます

申請により取得できるマイナンバーカードは、表面に氏名・住所・生年月日・性別・顔写真が表示され、裏面にマイナンバーなどが記載されているプラスチック製のカードです。

顔写真付きのため、運転免許証などと同様に、身分証明書としても使うことができ、勤務先や金融機関に提示するときには、マイナンバーの確認と本人確認が1枚でできます。

おもて



うら



e-Tax で確定申告

マイナンバーカードを使って e-Tax などの電子申請を行うと、次のメリットがあります。

- ① 自宅などからネットで申告
 - ② 添付書類の提出が不要
 - ③ 還付がスピーディー
 - ④ 24 時間いつでも利用可能
- ※ご利用時に IC カードリーダライタが必要となります。
※マイナンバーカードに署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の機能を搭載しておく必要があります。



マイナポータルを活用しよう

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。マイナンバーカードを使用することで、お手持ちのパソコンやスマートフォンから、個人情報のやりとりの履歴や、行政の手続き方法などを簡単に確認できます。ひとりひとりにあった便利なサービスを利用しましょう。



※マイナンバーカード対応機種に限ります

※一部機能についてはマイナンバーカードは不要です

※マイナンバーカードに対応するスマホまたは IC カードリーダライタが必要です

マイナポータルのぴったりサービス

・かんたん検索

例えば「児童手当」と検索すると、手続きに必要な書類等が表示されます。
※本機能のご利用にはマイナンバーカードは不要です。

・「LINE」と連携

マイナポータルの LINE 公式アカウントと「お友達」登録すると、子育てに関する行政サービスがかんたんに検索できます。



マイナポータルLINE公式アカウント

マイナポータルでできること

マイナポータルにログインすることでさまざまなサービスを利用できます。

- ① やりとり履歴の確認
あなたの個人情報を行政機関同士がやりとりした履歴を確認できます。
- ② 個人情報をチェック
行政機関等が保有する自分の情報を確認できます。
- ③ サービス検索機能
子育てなどに関するサービスの検索ができます。

マイナンバーQ&A

Q マイナンバーカードを使用すると個人情報は丸見えですか？
A マイナンバーカードやマイナンバーを手がかりに、個人情報を引き出すことはできません。また、マイナンバーカードを作ったり、使用したりしても、カードに記録は残りません。

Q マイナンバーカードを紛失した場合どうすればいいですか？
A 最寄りの警察署か交番に届け出てください。併せて、24時間・年中無休でマイナンバーカードの一時停止を受け付けるコールセンター（☎0120-9510178）に連絡してください。その後、再交付を希望する人は、役場税務住民課に相談してください。

Q マイナンバーカードは、悪用されませんか？
A マイナンバーカードは、顔写真付きのカードでなりすましを防止しており、ICチップは設定したパスワードでなければ使用できないようになっています。また、不正に情報を盗み取ろうとするとICチップ自体が壊れるようになっています。

	通知カード	マイナンバーカード
外見		
交付対象	国民全員	希望者
身分証明書機能	なし	あり
電子証明	搭載不可	搭載可（※1）
有効期限	なし	あり（※2）

※1 期限は、発行の日から5回目の誕生日まで
 ※2 20歳以上は作成の日から10回目、20歳未満は5回目の誕生日まで

◆マイナンバーカードと通知カードの違い

◆マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードを希望される方は、申請書に必要事項を記入のうえ郵送するか、インターネットサイトから申し込むことで申請が可能です。申請されてから約1か月ほどで、交付通知書が届きますので、通知カード・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）・交付通知書・本人確認書類をご持参のうえ、税務住民課窓口でお受け取りください。
また、税務住民課窓口では、無料で申請に必要な写真撮影を行うサービスも実施しています。